障害年金の額改定請求に関する検討会(第4回)

資料2

平成25年11月15日

障害年金の額改定請求に関する検討会 報告書(案)

平成25年11月

1. 検討会の目的

障害年金の受給権者が行う、障害の程度が増進した場合の年金額の改定の請求(以下「額改定請求」という。)については、短期間のうちに障害の程度が変更したとして何度も請求を行うことのないよう、受給権を取得した日又は障害の程度の診査を受けた日から1年間の待機期間が設けられている。

平成24年8月に成立した「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第62号)により、国民年金法第34条第3項及び厚生年金保険法第52条第3項が改正され、「障害の程度が増進したことが明らかである場合」として厚生労働省令で定める場合には、額改定請求の待機期間を要しないこととされたところである。また、本改正は、平成26年4月から施行することとされたところである。

このため、平成25年9月から、障害年金の額改定請求に関する検討会(以下「本検討会」という。)において、「障害の程度が増進したことが明らかである場合」としてどのようなものを規定すべきか、医学的見地からの意見等を踏まえて検討を行った。

2. 検討に当たっての考え方

具体的な規定の内容の検討に先立ち、基本的な考え方の整理を 以下のとおり行った。

- ・傷病名を特定した規定を行うかどうかという点については、 数多くある傷病名ごとに規定することは無理であり、また、 傷病名よりは障害の状態で整理した方が全体を補促するとい う点では適切であるため、原因となる傷病名は特定せずに増 進した障害の状態で規定することが適当である。
- ・いったん行われた診査からあまり時間をおかずに、急激に障害の程度が増進する場合が対象となるが、明確な基準となるよう、個人ごとの状態を評価しなくても増進したことが明らかなものを対象とすべきである。

- 1年間の待機なしに額改定請求を認めることから、症状の一時的な悪化ではなく、症状が固定していることが必要であるが、永続的に固定する症状のみとすると対象がかなり限定されてしまうため、一定程度症状の固定が認められ、その後改善する可能性もあるものの基本的には症状の改善が期待されないものも含めて対象とすべきである。
- ・精神の障害については、現在の認定基準上、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分(感情)障害」、「症状性を含む器質性精神障害(高次脳機能障害を含む)」、「てんかん」、「知的障害」及び「発達障害」に区分されている。これらについては、いずれも疾病の特性として1年以内に急性増悪し、その後固定するという状態には当てはまらないため、今回の議論の対象としないことが適当である。
- ・明確でない基準を定めた場合は、各事例の統一的な運用が難 しくなるほか、受給権者が請求の判断に迷い、余計な負担を 負うことにもなりかねないことから、判断する者によって結 果が異なることのない明確な基準とすべきである。
- ・法令で定める上での留意点を踏まえる必要がある。

こうした基本的な考え方や、障害の程度が増進したことが明らかである場合に対象を限定する法律の趣旨を踏まえれば、1年間の待機期間を要しないこととする対象は、以下のアからキの全ての条件を満たすことが必要である。

- ア. 原因となる傷病名は特定せずに増進した障害の状態で規定すること
- イ. 急激に障害の程度が増進したこと、また、個人ごとの状態 を評価しなくても増進したことが明らかであること
- ウ. 障害の固定が認められること(永続的に固定する症状のみでなく、一定程度症状の固定が認められ、その後改善する可能性もあるものの基本的には症状の改善が期待されない

ものも含む)

- ※障害が固定したかどうか不明確なものについては、一 定程度の経過期間を定めることが必要
- エ、精神の障害でないこと
- オ. 判断する者によって結果が異なることのないよう、明確な 要件であること
- カ. 一定期間、安定的に適用できるような判断基準であること
- キ. 法令上、紛れなく規定することができること

なお、今回の検討は、すでに障害年金が受給されている方(2級または3級)に対し、障害の程度が増進したことが明らかである場合に1年間の待機期間について例外規定を設け、前倒しして額の改定を請求できる範囲を定めるものであり、

- ・障害年金を受給できる範囲そのものを定めるような趣旨では ない。
- ・障害の程度を審査した結果、必ずしも上位等級が認められる わけではない。

という点に留意が必要である。制度の実施に当たっても障害年金 受給権者に誤解が生じないよう、十分に周知するべきである。

3. 検討結果

(1) 額改定請求の待機期間を要しないこととする対象

以下の項目については、上記2の条件に照らし、額改定請求 の待機期間を要しないこととする対象として規定することが適 当である。ただし、一部の項目については、括弧内に記載する 限定を付すこととする。

- ①両眼の視力の和が 0.04 以下となった場合
- ②両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下となった場合

- ③両眼の視野がそれぞれ5度以内となった場合
- ④両眼の視野がそれぞれ中心 10 度以内におさまるもので、かつ、10 度以内の 8 方向の残存視野の角度の合計が 56 度以下となった場合
- ⑤両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上になった場合
- ⑥両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上になった場合
- ⑦喉頭全摘出手術を施した場合 <検討中>
- ⑧四肢又は指の切断(再接着手術が行われていない場合に限る)
 - ※再接着手術が行われた場合、障害の程度の増進が明らかでなく、また、障害の固定が認められるまでに一定の期間が必要であるため。
- ⑨四肢又は指の麻痺(完全麻痺に限る)(脳血管障害又は脊髄の器質障害については6か月以上継続した場合に限る)
 - ※完全麻痺以外の麻痺は、障害の程度の増進が明らかでなく、明確な要件とは言えないため。また、脳血管障害又は脊髄の器質障害については、障害の固定が認められるまでに6か月程度必要であるため。
- ⑩心臓移植又は人工心臓(補助人工心臓を含む)の使用
- ①(重症心不全により) CRT(心臓再同期医療機器) 又は CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器) を 装着した場合 <検討中>
- ①人工透析療法の施行(3か月以上継続した場合に限る) ※一時的な人工透析療法の施行を除外するため。
- ①人工肛門を造設し、かつ、新膀胱を造設した場合(人工肛門については6か月以上継続した場合に限る) ※一時的に利用する人工肛門を除外するため。
- 個人工肛門を造設し、かつ、尿路変更術を施した場合(6か

- 月以上継続した場合に限る)
 - ※一時的に利用する人工肛門及び一時的に行う尿路変更 を除外するため。
- ⑤人工肛門を造設し、かつ、完全排尿障害状態 (カテーテル 留置又は自己導尿の常時施行を必要とする状態)にある場合 (6か月以上継続した場合に限る)
 - ※一時的に利用する人工肛門及び一時的な完全排尿障害 状態を除外するため。
- ⑥脳死状態又は遷延性植物状態になった場合(遷延性植物状態については3か月以上継続した場合に限る)
 - ※遷延性植物状態については、障害の固定が認められる までに3か月程度必要であるため。
- ①人工呼吸器の装着(1か月以上常時継続した場合に限る) ※一時的な人工呼吸器の装着を除外するため。
- (2) 規定が困難と思われるもの(例示)

以下の項目については、判断する者によって結果が異なることのない明確な要件であることや、急激に障害の程度が増進したこと、個人ごとの状態を評価しなくても増進したことが明らかであることなどの上記2の条件には該当しないため、規定することは困難である。

- ①白血病等個別の病名によるもの
- ②一般状態区分才に該当すると判断される場合(ウ及びエも 同様)

<検討中>

- ③胃ろうの造設をした場合
- ④手術後に状態が悪化した場合
- ⑤悪性新生物による終末期の状態にある場合
- ⑥悪性新生物について積極的治療は行わず緩和ケアを行って いる場合

難病については、治療方法が確立されていない点で一定の固定性が認められるものの、様々な症状や進行度があることから、全体を網羅するような障害の状態を規定することは困難である。ただし、上記(1)に該当する場合には、1年間の待機期間を要しないこととなる。

(3) 旧法に関する取扱い

昭和61年改正前の国民年金法及び厚生年金保険法(旧法)の政令別表及び障害認定基準が適用される、障害認定日が昭和61年4月1日前の障害年金についても、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」により、額改定請求の待機期間の見直しを行うこととされている。

旧法が適用される障害年金についても、新法と旧法の政令別表や障害認定基準の違いを踏まえつつ、7つの条件に照らして、 新法に関する規定に準じて対象を定めることが適当である。

4. 終わりに

本検討会においては、額改定請求について1年間の待機期間を 要しないこととする対象について、医学的見地からの意見等を踏 まえて検討を行い、意見をとりまとめた。

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための 国民年金法等の一部を改正する法律」のうち額改定請求に係る部 分が施行される平成26年4月に向けて、障害年金の受給権者へ 待機期間を要しないこととする対象や上記2で述べた留意事項に ついて十分に周知するとともに、額改定請求を受け付ける日本年 金機構での準備を着実に進めることにより、本制度が円滑に施行 され、十分に活用が図られるよう望むものである。